

令和 8 年 6 月 愛 荘 町 議 会 定 例 会

追 加 議 事 日 程 （ 議 員 提 案 ）

令和 8 年 6 月 1 9 日 午 時 分開議

追加日程第 1 請願第 1 号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願

追加日程第 2 議提第 5 号 委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 3 議提第 6 号 議員派遣について

（令和 8 年 6 月 1 9 日 午 時 分 ）

請願第1号

愛荘町議会議長 河村 善一 様

「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称) の制定を求める請願

2026年5月/4日

請願人 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟
滋賀県本部 彦根・愛知・犬上支部
支 部 長 山内 善男 
住 所 滋賀県彦根市海瀬町537

紹介議員

龍 すみ江 

1、請願の趣旨

「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称) の制定を求める意見書を国に提出していただきたい。

2、請願理由(別紙)

「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願

戦前、天皇制政治のもとで主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲になりました。治安維持法は、1925年に制定されましたが、1945年に廃止されるまでの20年間に、検挙された人は68、274人(内起訴者6、550人司法省調べ)、検挙・拘留された人は数十万人にのぼると推測されています。そのうち、警察署で虐殺された人は93人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は約300人(国賠同盟調べ)にのぼっています。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者たちに日本の政府は謝罪も賠償もしていません。世界では、ドイツ・イタリア・アメリカ・カナダ・韓国・イギリスなど主要な国々では、犠牲者への謝罪と賠償が行われています。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部は、治安維持法制定から100年になる昨年9月、滋賀県ゆかりの約140人を取りあげた「言葉を残さぬ人びとを追って一治安維持法と滋賀県」を発行しました。この人たちに光をあて、名誉回復をはかるとともに、未来に「戦争と弾圧」の記憶を語り継いで行くことが大切だと考えます。なお、この冊子の中には、彦根市・犬上郡・愛知郡の関係者が30名おられます。(資料参照)

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、

- 1、国は、治安維持法が人道に反する法律であったことを認めること。
- 2、国は、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。
- 3、国は、治安維持法犠牲者による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

を国に求めてきました。また、地方議会に対しても国に意見書を提出していただよう要請を続け、全国で400を超える地方議会で採択されています。ついては、貴議会におかれても地方自治法第99条に基づき、意見書を提出して下さるよう請願します。

「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める意見書

戦前、天皇制政治のもとで主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲になりました。治安維持法は、1925年に制定されましたが、1945年に廃止されるまでの20年間に、検挙された人は68、274人（内起訴者6、550人司法省調べ）、検挙・拘留された人は数十万人にのぼると推測されています。そのうち、警察署で虐殺された人は93人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は約300人（国賠同盟調べ）にのぼっています。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者たちに日本の政府は謝罪も賠償もしていません。世界では、ドイツ・イタリア・アメリカ・カナダ・韓国・イギリスなど主要な国々では、犠牲者への謝罪と賠償が行われています。

よって、

- 1、国は、治安維持法が人道に反する法律であったことを認めること。
- 2、国は、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。
- 3、国は、治安維持法犠牲者による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

を速やかに実現されるように強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

滋賀県愛荘町議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
内閣官房長官

議提第 5 号

令和 8 年 6 月 1 9 日

愛 荘 町 議 会 議 長 様

総務産業建設常任委員会委員長
教育民生常任委員会委員長

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 7 5 条の規定により申し出ます。

記

事 件 委員会所管事項について

理 由 委員会所管に関する調査を閉会中に行う必要があるため

議提第6号

議員派遣について

令和8年6月19日

次のとおり議員を派遣した。

1. 町村議会議長・副議長全国研修会

- (1) 目 的 研修会
- (2) 場 所 東京国際フォーラム
- (3) 期 間 令和8年5月26日
- (4) 派遣議員 議長、副議長

次のとおり議員を派遣する。

1. 彦根・愛知・犬上市町議会議長会総会

- (1) 目 的 総会
- (2) 場 所 彦根市役所
- (3) 期 間 令和8年6月30日
- (4) 派遣議員 議長、副議長

2. 国道8号バイパス建設促進期成同盟会総会

- (1) 目 的 総会
- (2) 場 所 ひこね市文化プラザ
- (3) 期 間 令和8年7月8日
- (4) 派遣議員 議長、総務産業建設常任委員会委員長

3. 湖東みらい線建設促進期成同盟会総会

- (1) 目 的 総会
- (2) 場 所 ひこね市文化プラザ
- (3) 期 間 令和8年7月8日
- (4) 派遣議員 議長、総務産業建設常任委員会委員長

4. 愛荘町平和のつどい

- (1) 目 的 追悼式
- (2) 場 所 ラポール秦荘いきいきセンター
- (3) 期 間 令和8年7月25日
- (4) 派遣議員 議長、副議長